

## 春日井市文化芸術選奨要領案

- 1 春日井市文化芸術選奨要綱（令和〇年〇月〇日）の施行について、必要な事項を定めるものとする。
- 2 受賞数は、原則として、文化芸術功労賞、文化芸術賞をあわせて、10人（団体）以内とする。文化芸術奨励賞の受賞数は、制限を設けない。
- 3 春日井市文化芸術選奨要綱（以下「要綱」という。）第4条の対象となる個人、団体の定義は、次のとおりとする。
  - (1) 個人  
本市在住者（過去在住者を含む。）、本市出身者、本市の学校在学者（本市の学校出身者を含む。）、本市を活動の拠点として文化芸術活動を行っている者
  - (2) 団体  
本市を活動の拠点として文化芸術活動を行っている者
- 4 要綱第5条の各賞の対象は、次のとおりとする
  - (1) 文化芸術功労賞  
技量及び活動が全国的に高い評価を受け、かつ長年（概ね30年以上）にわたり本市の文化芸術の普及・振興に貢献するなど、その業績が顕著しているもの
  - (2) 文化芸術賞  
概ね10年以上の活動実績があり、次の基準のいずれかに該当するもの
    - ア 技量及び活動が全国的に高い評価を受けたもの
    - イ 本市の文化芸術の普及・振興に尽力し、優れた実績を重ねたもの
    - ウ 将来にわたって一層の貢献が期待できるもの
  - (3) 文化芸術奨励賞  
次の基準のいずれかに該当するもの（活動実績の年数は問わない。）
    - ア 全国規模のコンクール（※1）等で優秀な成績を修めた個人又は団体
    - イ 世界規模のコンクール等（※2）で入賞又は入選した個人又は団体
    - ウ その他全国的な規模で活動の実績が認められる個人又は団体

※1 全国規模のコンクールについては、予選を経るか、または都道府県を代表して出場するものに限られる。参加者が会員に限られるもの、参加者の住所が10都道府県以下のもの、あるいは予選を含めた参加者数が各部門で100人（50団体）以下のものは原則対象外とする。

※2 世界規模のコンクールについては、予選を経るか、または国を代表して出場するものに限られる。参加者が会員に限られるもの、参加者の国籍が5か国以下のもの、あるいは予選を含めた参加者数が各部門で100人（50団体）以下のものは原則対象外とする。

- 5 文化芸術功労賞及び文化芸術賞については、過去の受賞者を重賞しない。ただし、文化芸術賞の受賞から概ね 10 年以上を経過している者を、文化芸術功労賞に選考することを妨げない。
- 6 文化芸術奨励賞については、原則として、小学校、中学校、高校、大学・大学院及び 20 代、30 代以上の 5 段階に分け、それぞれの段階で 1 回を限りとする。
- 7 要綱第 6 条の表彰の推薦について、春日井市文化振興審議会の現委員（以下「現委員」という。）が推薦者となることはできない。ただし、現委員が所属する団体からの推薦は行えるものとする。

なお、推薦にあたっては、原則として推薦者 1 人（団体）について、各賞それぞれ 3 人（団体）を上限とする。
- 8 各賞の受賞候補者を推薦しようとする者は、次に掲げる書類を毎年度に定める期間内に市長に提出するものとする。
  - (1) 要綱に定める推薦書
  - (2) 受賞候補者の経歴、業績等推薦書記入事項の詳細を示す書類

例として、コンクールのプログラム、公演等パンフレット、演劇・音楽などの DVD、CD 又は録音データ等、美術作品等のカラー写真又は画像データ、賞状の写、出版物等とする。
  - (3) その他市長が必要と認める書類
- 9 要綱第 7 条の審査は、市長に推薦されたものについて行い、当該年度及び前年度中に挙げられた業績を中心に、それまでの業績や継続性及び将来における発展性についても考慮し、総合的に評価する。ただし、文化芸術奨励賞については、原則として前年度 1 月から当該年度 12 月までに審査結果が公表されたコンクール等を対象とする。
- 10 現委員が受賞候補者となった場合、現委員本人の審査について選考に加わることはできないものとする。
- 11 各賞の授与は各年度 1 回行うものとし、実施時期及び方法は別に定める。
- 12 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要領は、令和 6 年〇月〇日から施行する。